

広島県告示第六百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、平成二十三年七月十四日までの間、縦覧に供する。

平成二十三年六月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

小原猪山線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
山県郡安芸太田町大字平見谷字段原五九九番 一地从先から 山県郡安芸太田町大字平見谷字段原六〇〇番 一地从先まで	新	旧	七・〇〇〇 八・〇〇〇 一〇・五〇〇 二九・五〇〇	一〇五・〇〇 一一一・〇〇	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 九六・〇〇メ ートル
	二九・五〇〇	一一三・五〇			
山県郡安芸太田町大字平見谷字段原六〇〇番 一地从先から 山県郡安芸太田町大字平見谷字段原六〇〇番 一地从先まで	新	旧	一一三・五〇〇 三九・五〇〇	一一三・五〇	幅員減少 不用物件延長 一一九・〇〇 メートル
	一一三・五〇〇	一一三・五〇			